

歯学部履修要項

授業科目

- 第1条 歯学部各学年において履修する授業科目（ユニット）および科目数（ユニット数）は別表(1)のとおりとする。
- 2 履修した授業科目については試験を行う。試験の方法については別に定める。

選択科目

- 第2条 選択科目については、履修科目届を所定の期日までに、教務課に提出しなければならない。履修科目届提出後の科目的変更、取り消しは認めない。

実習・演習

第3条 (第1学年)

- 実習および演習については、原則として、各科目の実習総時間数の4/5以上出席しなければ、その科目の成績を0点とし、初年次体験実習は不合格とする。
- 2 病気、その他やむを得ない理由により出席できなかった場合は担当教員に申し出ればその科目の実習・演習を補うことがある。
- 3 実習・演習および実技の成績は、出席、態度、技能、レポート、筆記試験・口頭試問・実地試験等を総合して決定する。

第4条 (第2・第3・第4・第5・第6学年)

- 実習および演習については、各科目の時間数の4/5以上出席しなければ、当該学年科目の評点を与えない。
- 2 病気、その他やむを得ない理由により規定時間数以上の出席が満たされなかつた場合は、その旨を教務課に申し出れば当該教授会の議を経てその科目の実習を補うことがある。
- 3 実習・演習の成績は、シラバスに記載された評価方法に基づいて判定する。

定期試験等

第5条 (第1学年)

- 試験には定期試験、臨時試験、追試験、再試験がある。
- 2 定期試験は各学期末に行う。定期試験の他に臨時試験を行うことがある。
- 3 1学年の出席については、全授業終了後に集計を行う。全授業時間数の2/3以上出席しなかつた者には定期試験の受験資格を与えない。ただし実習・演習および実技は除く。
- 4 試験の方法は、筆答・口頭試問・実地・レポート提出等であり、これらは併用実施することがある。
- 5 各試験の成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。1科目を2名以上の教員が分担する科目の成績については、その科目の担当者の協議によって決定する。
- 6 定期試験の日程は試験の開始日の1週間前までに公示する。
- 7 病気その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかつた者は、速やかに欠席届に理由を明記し、教務課に提出しなければならない。
- 8 前項の理由により試験に欠席した者には追試験を行う。
- 9 追試験の受験者は、指定した期日までに追試験願を教務課に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。
- 10 定期試験およびその追試験を受験できなかつた場合は、その試験の成績を0点とする。
- 11 追試験の成績はその得点の80%とする。
- 12 不合格科目の再試験は、後期定期試験後の判定で取得科目数が所定の科目数の60%以上、あるいは所定の科目の総得点が合格基準点の総和以上の何れかに該当した者について所定の時期に行う。

- 13 再試験の受験者は、指定した期日までに再試験願を教務課に提出しなければならない。再試験の受験者には受験料を課する。
- 14 再試験に合格した者の成績は60点とする。
- 15 再試験の追・再試験は行わない。
- 16 初年次体験実習の成績は、出席、レポート、試験等を総合して合否を決定する。

試験等

第6条 (第2・第3・第4・第5学年)

試験には定期試験、臨時試験、追試験、再試験、進級試験、共用試験（CBT・OSCE）および integrated OSCA がある。

- 2 試験の方法は、筆記試験、口頭試問、実地試験、レポート提出（電子ポートフォリオを含む）等であり、これらは併用実施することがある。

定期試験

第7条 (第2・第3・第4・第5学年)

定期試験は各学期末に行う。定期試験のほかに臨時試験を行うことがある。

- 2 定期試験の日程は、試験開始日の1週間前までに公示する。

定期試験受験資格

第8条 (第2・第3・第4学年)

前期開講科目、中期開講科目、後期開講科目、通年開講科目それぞれについての出席が、講義・演習の場合は総授業時間の2/3以上、実習の場合は総授業時間の4/5以上でない場合は、その期の定期試験の受験資格を与えない。また、定期試験受験後に受験資格を有していないと判明した場合は、試験日に遡ってこれを取り消す。

- 2 遅刻・早退については、所定の授業時間時刻から10分以内（60分授業の場合、90分授業では15分以内）に講義室に入った者は遅刻とし、それ以降は欠席とする。遅刻3回を欠席1回に換算し、3回未満は切り捨てる。特別に理由のない早退は欠席とみなす。
- 3 インフルエンザ等学校保健安全法で定められた伝染病で学校の指示により欠席した場合は、診断書を提出すれば該当する欠席回数を総講義回数から差し引き、それをその学生の講義回数とする。
- 4 次の場合は原則として欠席あるいは遅刻とするが、事情を考慮して講義・実習を補うことがある。
 - ・課外活動等により授業を欠席する場合（事前にクラブ部長名の欠席届を提出すること）
 - ・交通機関が不通のために、授業を遅刻、欠席した場合（ただし、交通機関発行の証明書を授業担当教員に提出すること）
 - ・病気等により授業を欠席した場合（ただし、医師の診断書を提出すること）

第9条 (第5学年)

講義は総授業時間数の2/3以上出席しなかった場合は定期試験の受験資格を与えない。臨床実習は総時間数の4/5以上出席しなければその科目の単位を与えられず、進級試験の受験資格を与えない。

- 2 遅刻・早退については、所定の授業時間時刻から10分以内（60分授業の場合、90分授業では15分以内）に講義室に入った者は遅刻とし、それ以降は欠席とする。遅刻3回を欠席1回に換算し、3回未満は切り捨てる。特別に理由のない早退は欠席とみなす。
- 3 インフルエンザ等学校保健安全法で定められた伝染病で学校の指示により欠席した場合は、診断書を提出すれば該当する欠席回数を総講義回数から差し引き、それをその学生の講義回数とする。
- 4 次の場合は原則として欠席あるいは遅刻とするが、事情を考慮して講義・実習を補うことがある。
 - ・課外活動等により授業を欠席する場合（事前にクラブ部長名の欠席届を提出すること）

- ・交通機関が不通のために、授業を遅刻、欠席した場合（ただし、交通機関発行の証明書を授業担当教員に提出すること）
- ・病気等により授業を欠席した場合（ただし、医師の診断書を提出すること）

追試験

第10条 (第2・第3・第4・第5学年)

病気などのやむをえない事情により、定期試験を受験できなかった者に対し、所定の期日に追試験を行う。

- 2 追試験の追試験は行わない。
- 3 受験者は、その科目的定期試験欠席届及び追試験願を教務課に提出しなければならない。受験者には受験料を課する。
- 4 追試験の最高得点は各科目的最高点の80%とする。ただし、学校保健安全法に定められた感染症に罹患し、学校の指示により欠席した場合は、その得点の100%とする。
- 5 定期試験およびその追試験を受験しなかった場合は、その科目的評点を0点とする。

再試験

第11条 (第2・第3・第4・第5学年)

定期試験の結果を含めて科目評価を行い、評点が不合格な者に対し、当該科目的再試験を所定の期日に行う。

- 2 受験者は、再試験願を教務課に提出しなければならない。受験者には受験料を課する。
- 3 再試験後の科目評価で合格した場合、その科目的評点を60点とする。
- 4 再試験の追試験は行わない。その評点は定期試験後の評点のまとめる。
- 5 通年開講科目については後期定期試験後、評点が不合格な者に対して再試験を行う。ただし、前期定期試験後に成績不良者に対し再試験を課すことができる。

評 価

第12条 各科目的評点は1科目100点満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 科目の評点の基準（評価方法）は授業計画（シラバス）に明記する。

進級試験

第13条 (第2・第3・第4・第5学年)

各科目的評点が前条第1項の基準点を満たす者に対して進級試験を年度末に行う。進級試験の受験資格がない者は、留年とする。

- 2 事前に公表した科目を除くすべての科目から多肢選択問題形式で出題される。
- 3 試験の日程は、試験開始日の1週間前までに公示する。
- 4 病気などのやむを得ない事情により、進級試験を受験できなかった者および進級試験不合格者（70点未満）に対し所定の期日に進級追再試験を行う。受験者には受験料を課する。
- 5 進級追再試験の受験者は、進級追再試験願を教務課に提出しなければならない。
- 6 進級追再試験の追再試験は行わない。
- 7 進級試験および進級追再試験を受験しなかった者は留年とする。

成績判定

第14条 (第2・第3・第4・第5学年)

各科目的成績判定は、年度末に、科目評価、進級試験の結果を基に総合的に行う。ただし、4・5学年は共用試験（CBT・OSCE）およびintegrated OSCAの結果も加える。

共用試験（CBT・OSCE）

第15条 第4学年において、進級試験の受験資格の有る者に対して共用試験（CBT・OSCE）を行なう。

- 2 病気などやむを得ない事情により、共用試験（CBT・OSCE）を受験できなかつた者および不合格（70点未満）になつた者について、所定の期日に追再試験を行う。追再試験の追再試験は行わない。
- 3 共用試験および追再試験の受験者には受験料を課する。

integrated OSCA

第16条 第5学年において、進級試験の受験資格の有る者に対して integrated OSCA を行なう。

- 2 病気などやむを得ない事情により、integrated OSCA を受験できなかつた者および不合格になつた者については所定の期日に追再試験を行う。受験者には受験料を課する。

進級

第17条（第1学年）

学年末において、履修すべき必修科目（選択必修科目を含む）のすべてに合格した者は進級とする。

- 2 第5条第12項による再試験受験資格のない者は留年とする。
- 3 不合格科目に対する再試験のすべてに合格すれば進級とする。
- 4 再試験の結果、不合格科目のある者は留年とする。
- 5 初年次体験実習の不合格者は留年とする。
- 6 留年者は全科目を再履修しなければならない。ただし、選択科目は前年度履修した科目を変更することができる。

第18条（第2・第3・第4・第5学年）

学年末において、その学年の所定の科目すべてに合格し、進級試験に合格した者は、進級とする。ただし第4学年においては、共用試験の合否結果も総合して判定し、第5学年においては integrated OSCA の合否結果も総合して判定する。

- 2 進級条件を満たさない者は、留年とする。
- 3 留年者は全科目を再履修しなければならない。ただし、前年度履修した選択科目を変更することができる。
- 4 平成22年度在学していた全学生に適用
 - (1) 学則第31条の規定にかかわらず、第3学年修了までの在学期間は、休学の期間も含めて6年を超えることができない。
 - (2) 同一学年を2年間で修了できない者は、教授総会の議を経て教育上必要な処分を行う。また、同一学年を3年間で修了できない者は、教授総会の議を経て退学にすることがある。ただし、休学の期間は、この年数に算入しない。
- 5 平成23年度以降の入学生に適用

各学年を2年以内に修了できない者は、特別な理由がない限り、成業の見込みがない者とする。なお、当該年数に休学期間は算入しないが、通算して6年を超えることはできない。

卒業試験

第19条 第6学年の総括講義以前の科目を修了した者に、総括講義および卒業試験を行う。

- 2 総括講義I、II、III、IVはそれぞれ1科目とし、総括講義I、II、III、IVのうちの1科目でも出席時間数が総時間数の2/3に満たない者には卒業試験I、II、IIIの受験資格を与えない。卒業試験の受験資格がない者は留年とする。卒業試験IとIIの成績が基準以下の場合は卒業試験IIIの受験資格を与えず、留年とする。

- 3 病気などやむを得ない事情により卒業試験を受験できなかつた場合、所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。
- 4 卒業試験の追試験受験者は、試験欠席届および追試験願を教務課に提出しなければならない。受験者には受験料を課する。
- 5 卒業試験の追試験の成績は、その得点の80%とする。
- 6 卒業試験の追試験を受験できなかつた場合は、その試験の成績を0点とする。

卒業判定

第20条 卒業の判定は、卒業試験Ⅰ、卒業試験Ⅱおよび卒業試験Ⅲの成績を総合して行い、卒業、留年を決定する。

- 2 平成22年度在学していた全学生に適用

第6学年を2年間で修了できない者は、教授総会の議を経て教育上必要な処分を行う。また、同一学年を3年間で修了できない者は、教授総会の議を経て退学にすることがある。ただし、休学の期間は、この年数に算入しない。

- 3 平成23年度以降の入学生に適用

第6学年を2年以内に修了できない者は、特別な理由がない限り、成業の見込みがない者とする。なお、当該年数に休学期間は算入しないが、通算して6年を超えることはできない。

その他

第21条 進級ならびに卒業決定等の重要事項に関しては、教授総会において審議し、決定する。

附 則

- 1 この要項は平成20年4月1日から適用する。
- 2 この改正要項は、平成22年4月1日から適用する。
- 3 この改正要項は、平成23年4月1日から適用する。
- 4 この改正要項は、平成24年4月1日から適用する。
- 5 この改正要項は、平成25年4月1日から適用する。
- 6 学生の履修について、学則およびこの要項に定められていない事項は、教授総会の議を経てこれを定める。
- 7 この要項の変更は教授総会の議を経て行う。